

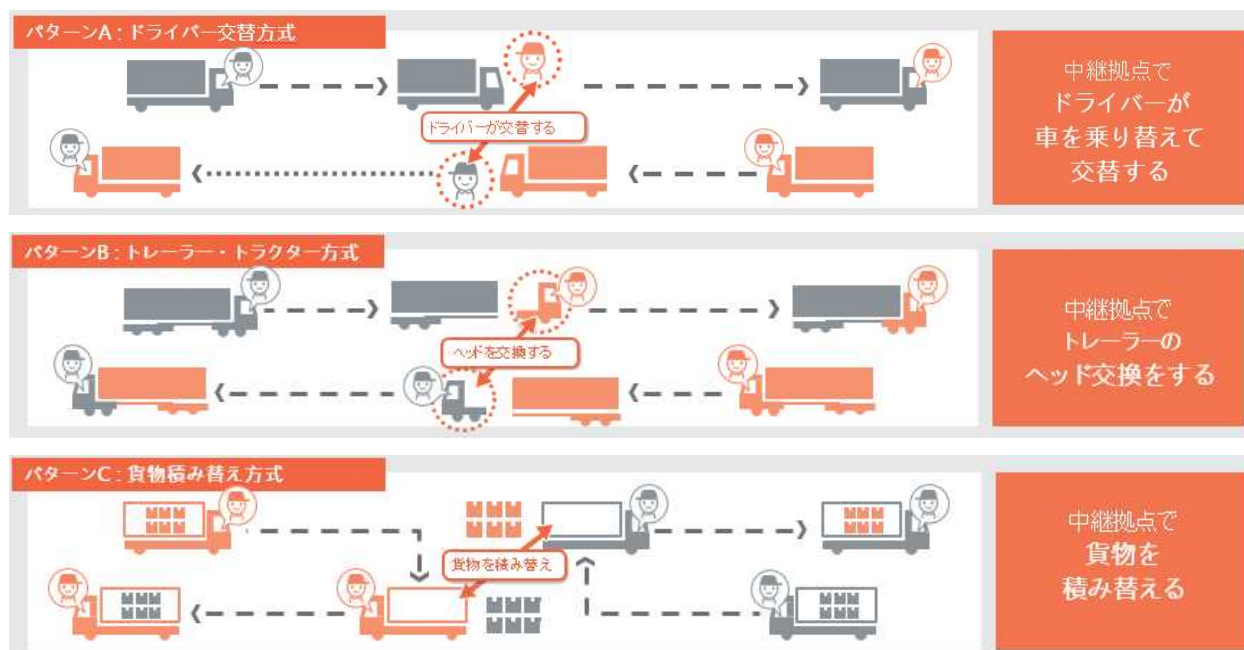
トラックドライバーの長時間労働を抑制するため 「中継輸送」に取り組んでみませんか？

「物流の2024年問題」※を間近に控えトラックドライバーの長時間労働の改善は喫緊の課題です

※2024年4月から年960時間を上限とする時間外労働規制が適用されます

□ 中継輸送によりドライバーの労働時間が削減できます！

〔中継輸送の主なパターン〕

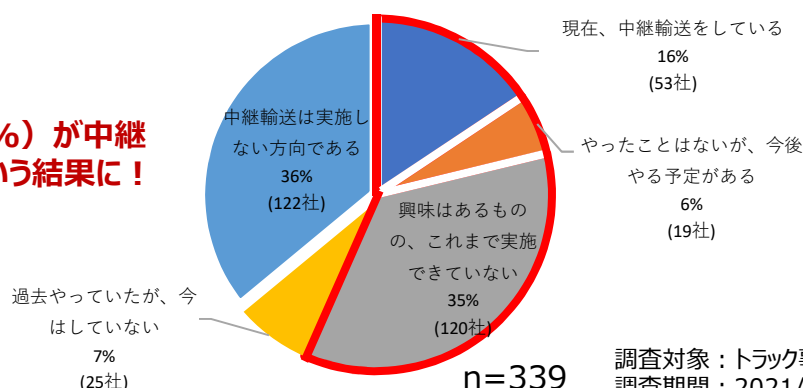


□ 中継輸送はどのくらい普及しているのでしょうか？

- 現在実施中と回答したのは全体の16%とまだまだ道半ば。
- 一方で、「中継輸送に興味はある」との回答を含め、全体の半数以上が中継輸送に前向きという結果も。

中継輸送の実施状況（択一式）

半数以上（57%）が中継輸送に前向きという結果に！

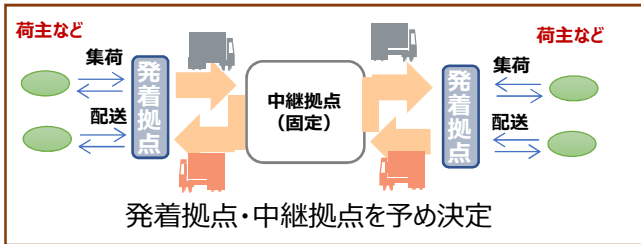


調査対象：トラック事業者
調査期間：2021/9/1～2021/10/18

□ 中継輸送を活用した物流プラットフォームを提供する事業者が登場しています！～荷主企業と運送事業者をコーディネート～

＜路線固定型＞

確立した幹線輸送スキームでサービス提供



【運送事業者】

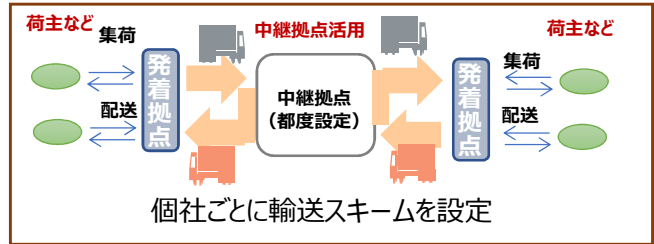
片道みの長距離輸送の改善や、近隣の集配案件の拡大が期待できる。

【荷主企業】

物流プラットフォームを提供する事業者が主体となり、複数荷主を集約し共同配送することで、輸送効率の向上が期待できる。

＜個別コーディネート型＞

荷主に合わせ個別にコーディネート



【運送事業者】

荷主の長距離輸送の要望に応えつつ、ドライバーの労働時間の削減が期待できる。

【荷主企業】

自社の物流課題に対し、輸送ネットワークの構築から、実運送まで一貫したコーディネート力が期待できる。

中継輸送を活用した物流プラットフォームを提供する事業者の例

○ NEXT Logistics Japan 株式会社
(<https://www.next-logistics-jp.jp/>)



○ トランコム 株式会社
(<https://www.trancom.co.jp/>)



○ 株式会社 デンソー (スワップボディコンテナ交換方式)
(<https://www.denso.com/jp/ja/business/products-and-services/other-industries/industry/sloc/>)



□ 中継輸送実現に向けたポイント（荷主・運送事業者等へのヒアリング結果）

● 中継輸送パートナー企業の発掘

- 「ホワイト物流」宣言した事業者同士のコミュニケーションの場である「集いの場」の活用
- 中継輸送プラットフォームの活用
- 事業協同組合の活用 等

● 中継輸送担当ドライバーの賃金体系等の整備

- 中継輸送の実施により、削減された労働時間分の賃金下がることがないよう、雇用形態の充実や賃金体系の整備

● 中継拠点の確保

- 中継拠点はドライバーが日帰り運行可能な発地・着地との距離250km以内が望ましい
- 中継輸送の方式により必要な設備の確認
例：十分な仮置スペースやフォークリフトなど

● コスト・リードタイム増への荷主の理解／協力

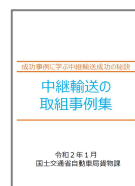
- 従来の幹線輸送と比べ、中継輸送では
 - ① 高速料金、中継拠点利用料、新規保険料等のコスト増
 - ② 中継によるリードタイム増 が発生

【ご参考】国土交通省のホームページでは、中継輸送の実施に向けた資料をご紹介します。



中継輸送実施の手引き

中継輸送に取り組むにあたり踏まえるべきポイントを解説



中継輸送の取組事例集

取組事例や成功の秘訣をご紹介します



国土交通省自動車局貨物課

2022.4

自 貨 第 7 9 号

自 環 第 1 6 6 号

平成 9 年 7 月 1 日

国 自 総 第 4 8 6 号

国 自 貨 第 1 3 6 号

国 自 整 第 1 3 7 号

一部改正 平成 1 9 年 2 月 7 日

各地方運輸局自動車交通部長

関東・近畿運輸局自動車業務監査指導部長

各地方運輸局自動車技術安全部長

沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車交通局総務課安全監査室長

自動車交通局貨物課長

自動車交通局技術安全部整備課長

貨物自動車運送事業の用に供する事業用自動車の相互使用について

標記については、運転者の労働時間の改善及び輸送の効率化の観点から、「事業用自動車の相互使用について（平成 2 年 1 1 月 3 0 日付け貨技第 1 4 0 号、貨陸第 1 4 4 号）」により、連絡運輸のうち、中継点において他社の車両に貨物を積み替えることなく運転者のみが交代して行う輸送について定めてきたところである。

今般、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外制度の整理等に関する法律（平成 9 年法律第 9 6 号）の施行により、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号）第 1 5 条（運輸に関する協定）の規定が削除されるため、今後、標記については下記に従い取り扱うこととしたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本通達は、平成 9 年 7 月 2 0 日以降の申請事案について適用することとし、これに伴い、「平成 2 年 1 1 月 3 0 日付け貨技第 1 4 0 号、貨陸第 1 4 4 号」は廃止する。

記

事業用自動車の相互使用を行おうとする事業者には、以下の事項について措置するよう周知されたい。

- 1 相互使用を行う当事者間において、次の点につき協定書等により定めておくこと。
 - (1) 運行区間及び運転者の交代する場所
 - (2) 相互使用の対象となる事業用自動車配置されることとなる営業所
 - (3) 相互使用の対象となる事業用自動車の当該営業所毎の車両数
 - (4) 相互使用の対象となる事業用自動車の自動車登録番号（区間及び配置されることとなる営業所を示すこと）
 - (5) 相互使用の対象となる事業用自動車の運行管理、車両管理及び事故の処理についての相互の責任関係
 - (6) 損害賠償に関する事項

- 2 相互使用の対象となる事業用自動車には、事業者名及び運行区間等を記載した表板を当該事業用自動車の助手席側の前面に外側から見やすいように置くこと。

別 紙

相 互 使 用 車 両	
登 録 番 号	
事 業 者 名	
運 行 区 間	
事 業 者 名	
運 行 区 間	

注：A 4 版とし、区間表示は最小行政区画による。